

復 興 庁

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における復興庁の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）の締結実績を次のとおり公表します。

1. 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成19年12月7日閣議決定。令和5年2月24日変更閣議決定。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 令和5年度における復興庁の環境配慮契約の締結状況

基本方針において具体的な契約方法が定められている、①電気の供給を受ける契約（裾切り方式）、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約（総合評価方式）、③船舶の調達に係る契約（船舶の設計（プロポーザル方式））、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約、⑤建築物に関する契約（プロポーザル方式）、⑥産業廃棄物の処理に係る契約（裾切り方式）のうち、②に関連して以下のとおりとした。

○自動車の購入及び賃貸借に係る契約

令和5年度における調達総台数は7台（購入2台、賃貸借5台）であった。このうち、環境性能（燃費）及び価格を総合的に評価しその結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式により2台購入した。